

# 南部町最低制限価格制度要領

平成 30 年 4 月 2 日

総務要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札の予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第 3 条 最低制限価格制度の実施の対象は、町が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が 130 万円を超えるものとする。ただし、対象工事の選定は、南部町建設業者選定規程（平成 18 年南部町告示第 35 号）第 4 条に規定する審査会による審議を経た上で行うものとする。

(最低制限価格の設定)

第 4 条 最低制限価格の算定方式は次のとおりとする。

- ①直接工事費(直接製作費、機器費を含む)の額×97%
- ②共通仮設費(間接労務費を含む)の額×90%
- ③現場管理費(工場管理費、据付間接費を含む)の額×90%
- ④一般管理費の額×55%

上記の額の合計額(1 円未満の端数を切り捨てた額)に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、上限を設計額の 90%、下限を設計額の 70%とする。

(落札者の決定)

第 5 条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者としな  
いものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のう  
ち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第 6 条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札  
に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第 7 条 最低制限価格の設定が適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことがで  
きる。

(その他の事項)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は町長が別に定め  
る。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。